

青森県報

第二千七百四十二号

平成十九年
二月十四日
(水曜日)

目次

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経 理 課) ……一

告 示

字区域の変更……………(市 振 興 町 村 課) ……二

保安林の指定解除予定……………(林 政 課) ……二

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経 営 支 援 課) ……二

右 同……………(同) ……三

換地処分……………(農 村 整 備 課) ……四

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了……………(中 南 地 域 民 局) ……五

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「郵便局は」を「貯金事務センターは」に改め、同条第二号を次のように改める。

一 取りまとめ貯金事務センター 仙台貯金事務センター

第百七十条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものに係る領収証書の様式については、別に定めるものとする。

一 青森県立精神保健福祉センター条例(平成六年三月青森県条例第六号) 別表の規定による使用料及び手数料

二 さわらび医療療育センターに係る青森県医療療育センター条例(平成十四年三月青森県条例第一号) 別表第一の規定による使用料

三 青森県都市公園条例(昭和五十三年三月青森県条例第四号) 別表第二第五号工から力までの規定による使用料

四 青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号) 別表の規定による使用料

第二十号様式の(その三)中

取りまとめ郵便局	青森中央郵便局 (郵便番号) 030-8799
----------	-------------------------------

を

取りまとめ貯金事務センター	仙台貯金事務センター (郵便番号) 980-8794
---------------	----------------------------------

に改める。

附 則

1 この規則は、平成十九年二月十九日から施行する。ただし、第百七十条第二項た

だし書の改正規定は、公布の日から施行する。
2 改正前の青森県財務規則の規定により調製した郵便振替用の納入通知書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

告 示

青森県告示第九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、藤崎町長から藤崎町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十九年二月十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡藤崎町

大字水木字稲田七〇から七三まで、七五の二、八一の二、八一の二、八二の二、八四、八五の一、八五の六、八七の一、字稲元二二二、二二四から二二五まで、二二三の一、二二三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字稲田六八の一に隣接する水路である公有地の一部、字稲田八五の三に隣接する道路、水路である公有地の一部、字稲田八六の一に隣接する水路である公有地の一部、字平岡四一、四四の一、四七の二、四七の三、五四、五六の地先の道路である公有地の一部を大字水木字稲村に編入する。

大字水木字稲田二四の三、二五の一、二六、二七の一、二七の三、二八の三、二八の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに二五の三に隣接する水路である公有地の一部を大字水木字稲元二二二に編入する。

大字水木字駒田二六六、字平中二〇の四の一部、二九の二、三三の四及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部並びに字平中一、二、一九に隣接する道路である公有地の全部、字平中二一、二二、二四、二五、二九の一に隣接する道路、水路である公有地の全部、字平岡一に隣接する字北平の水路である公有地の一部、字

平岡三四の一、三六の一、三七、三八の地先の道路、水路である公有地の一部を大字水木字平岡に編入する。
大字水木字平岡一八の一部及びこれに隣接する水路である公有地の一部を大字水木字平中に編入する。

青森県告示第九十五号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡階上町大字道仏字天当平一〇の三二〇、一〇の三二一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 保安林の解除しようとする理由

道路用地とするため

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ黒石店

黒石市ちとせ三丁目二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年九月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、八六四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

九八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一〇八平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年一月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十九年二月十四日から同年六月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年六月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂つがる柏店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五
代表取締役 西郷辰弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五
代表取締役 西郷辰弘
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年九月二十七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五四九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
七五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
一、二台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
八一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一、二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 八 届出年月日
平成十九年一月二十六日
 - 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所
2 期間
平成十九年二月十四日から同年六月十四日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。
 - 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
1 提出期限
平成十九年六月十四日
2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
3 記載事項
（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
（三）意見及びその理由
4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 換地処分
- 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、水木地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。
- 平成十九年二月十四日

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年二月十四日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

鬼神堰地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備）	土地改良事業の名称
弘前市	事業を行う者
平成一九・一・三	工事完了年月日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭